

日野都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東京都

目次

第1	都市計画の目標	1
1	基本的事項	
2	都市づくりの目標と基本理念	
3	東京がめざす広域的な都市の将来像	
4	日野都市計画区域の都市の将来像	
第2	区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	9
1	区域区分の有無	
2	区域区分の方針	
第3	主要な都市計画の決定の方針	
I	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
1	主要用途の配置の方針	
2	市街地における建築物の密度構成に関する方針	
3	良好な住宅ストック形成の方針	
4	市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	
5	市街化調整区域の土地利用の方針	
II	都市施設に関する都市計画の決定の方針	
A	交通施設の都市計画の決定の方針	15
1	基本方針	
2	整備水準の目標	
3	主要な施設の配置の方針	
4	主要な施設の整備の目標	
B	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
1	基本方針	
2	整備水準の目標	
3	主要な施設の配置の方針	
4	主要な施設の整備の目標	
C	その他主要な都市施設等の都市計画の決定の方針	23
1	基本方針	
2	主要な施設の整備の方針	

III	市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針……………	2 4
1	主要な市街地開発事業の決定の方針	
2	市街地整備の目標	
IV	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針……………	2 5
1	基本方針	
2	整備又は保全の水準	
3	水と緑の骨格を形成する緑地の配置の方針	
4	実現のための都市計画制度適用の方針	
5	主要な緑地の確保目標	
V	都市防災に関する都市計画の決定の方針……………	3 1
1	基本方針	
2	整備水準の目標	
3	都市防災機能の配置の方針	
4	実現のための都市計画制度適用の方針	
5	都市防災機能の確保目標	
VI	その他都市計画の決定に関する方針	
A	都市景観に係る都市計画に関する方針……………	3 4
1	基本方針	
2	都市景観の形成に関する方針	
B	環境共生都市づくりに係る都市計画に関する方針……………	3 6
1	基本方針	
2	環境共生都市づくりに関する方針	

日野都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

東京圏全体を視野に入れ、50年先を展望して東京都が策定した「東京の新しい都市づくりビジョン（以下「都市づくりビジョン」という。）」を踏まえ、「都市づくりビジョン」で示した将来像の実現に向けて、都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを進める政策誘導型の都市づくりを推進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）を策定する。本都市計画区域における土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定めることとする。

都市計画区域マスタープランには、一の都市計画区域の範囲を超えて社会的、経済的に一体となっている東京圏全体を視野に入れ、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定める。また、地域特性を踏まえた将来像を実現するため、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「区市町村マスタープラン」という。）の反映などに留意しながら、地域に密着した都市計画に関する事項のうち必要な事項を合わせ定めることとする。

なお、都市計画基礎調査等を踏まえ、人口構造、産業構造、技術動向、財政見通しなど社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、都市計画区域マスタープランや、都市施設など個別の都市計画についての再検討を行い、適時適切に変更を行うものとする。

（1）目標年次

都市づくりの基本理念、都市の将来像、その実現のための方針及び整備水準の目標については、2025年を目標年次とする。

また、区域区分及び主要な施設などの整備の目標については、2015年を目標年次とする。

（2）範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区 分	区市町村	範 囲	規 模
日 野 都市計画区域	日野市	行政区域全域	約2,753ha

2 都市づくりの目標と基本理念

東京の都市づくりの目標を「世界をリードする魅力とにぎわいのある国際都市東京の創造」とし、その実現に向け、政策誘導の視点から今後の都市づくりを進める上で最も基本とすべき事項として、次の5つを都市づくりの理念とする。

(1) 国際競争力を備えた都市活力の維持・発展

東京が、首都を担う東京圏にあって、今後も都市としての繁栄を続け、そこで暮らす人々が豊かで安定・充実した生活ができるようにするため、ビジネス環境や産業活動の国際競争力を高め、都市活力の維持・発展を図る。

(2) 持続的发展を可能とする環境との共生

東京が、都市として持続的に繁栄するため、地球環境の保持という視点も含め、東京圏や首都圏全体の環境にも視野を広げながら、都市づくりにおいて、環境負荷の低減や環境との共生を図る。

(3) 独自性のある都市文化の創造・発信

東京が、魅力ある都市となり、人々が交流し、新たな文化の芽をはぐくむ都市となるため、都市づくりにおいて、歴史的・文化的資産を活かしながら独自性のある都市文化の創造・発信を図る。

(4) 安全で健康に暮らせる質の高い生活環境の実現

東京が、誰もが安心して住みやすい都市となるため、震災や水害などの災害危険性、十分ではない居住水準、自動車による大気汚染などの生活環境上の課題の改善に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりの促進や、防犯まちづくりの推進など、安全で健康に暮らせる質の高い生活環境を実現する。

(5) 多様な主体の参加と連携

東京が、めざすべき将来像に向けた都市づくりを着実に進めるため、都市や地域の将来像や計画等の策定並びに事業実施の過程において、都民や民間事業者、NPO、専門家、地域のまちづくり組織など多様な主体の参加と連携を図る。

3 東京がめざす広域的な都市の将来像

(1) 環状メガロポリス構造

首都を担う東京圏が国内外で果たすべき役割を踏まえ、東京圏全体を視野に入れた集積のメリットを活かす多機能集約型の環状メガロポリス構造の構築をめざす。

環状メガロポリス構造は、東京圏全体を対象とし、必要な都市機能を適切に配置するとともに、とりわけ環状方向の都市と都市との結びつきを重視して、交通網の整備を進めるなど、東京圏全体の効率的・効果的な機能連携の実現をめざすものである。

(2) 環状メガロポリス構造実現のための5つのゾーン分けと将来像

環状メガロポリス構造を実現するためには、東京圏の他縣市との広域連携を強化するとともに、都の区域において、先導的かつ戦略的な取組を展開する必要がある。

このため、東京を以下のとおり、東京圏を視野に入れ、5つのゾーンに区分する。

- ① センター・コア再生ゾーン
- ② 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
- ③ 都市環境再生ゾーン
- ④ 核都市広域連携ゾーン
- ⑤ 自然環境保全・活用ゾーン

東京における都市計画区域で定められる都市計画の共通の目標を示し、もって、当該都市計画区域の役割を明確にするため、各ゾーン別に、広域的観点に立った主な地域特性と将来像を示す。

①センター・コア再生ゾーン	
ゾーンの特性	おおむね首都高速中央環状線の内側で、首都を担う東京圏の中心に位置し、我が国の政治・経済・文化の中核としての役割を果たす。皇居を中心に風格ある歴史的景観を備え、日本の政治・経済の中核である都心（大手町、丸の内、有楽町、内幸町、霞ヶ関、永田町、日本橋、八重洲、京橋、銀座及び新橋）、多くの人々が交流し新しい文化を創造・発信している副都心（新宿、渋谷、池袋、大崎、上野・浅草及び錦糸町・亀戸）、大規模跡地などにおける計画的複合開発により形成される新たな魅力を創造する新拠点（品川、秋葉原など、都心、副都心と同様に、多様な機能を備えた複合拠点として育成する新たな拠点）などを有する。また、変化に富む地形を活かした多様な住宅地、日本の産業を支える工業地など多様な機能が存在する。
ゾーンの将来像	・都心では、都市開発諸制度などを活用し、老朽オフィス等の建て替えや、充実した幹線道路網や公共交通網等を活かした市街地の機能更新が進み、国際的なビジネスセン

ターとしての機能集積とともに、緑豊かでゆとりと風格のある街並みが形成されている。

- ・都心、副都心、新拠点などでは、商業系の高容積率メニューや特例容積率適用区域などの活用により、情報通信技術などに関連する新たな産業や多様なニーズに応える商業・飲食サービス等の多様な機能集積が行われ、質の高い文化を創造・発信する魅力的な都市となっている。
- ・地域特性を踏まえ、住居系の高容積率メニュー、中高層階住居専用地区、地区計画等の諸制度の活用により、都市を楽しむ都心居住が推進され職住バランスが回復するとともに、良好な住環境の保全、商業や工業などの機能を合わせ持つ複合市街地の形成が推進され、国際都市にふさわしい良質な居住環境が創出されている。
- ・都市の魅力のひとつとして、東京駅の復元や日本橋川の再生などにより、残された歴史的・文化的資源を活かした街並みや景観が一層充実され、世界に誇れる魅力ある都市空間が形成されている。

②東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、センター・コア再生ゾーンに接し、隣接県とも連続する東京湾の広大な水辺空間にある。羽田空港や東京港、東京湾岸道路など広域交通インフラがある東京の交通・物流の拠点である。また、産業構造の変化に伴う土地利用転換が見込まれる用地など、大きな潜在的可能性を持っており、業務機能、観光・コンベンション機能、アミューズメント機能などを持つ施設が立地し、多くの来訪者でにぎわいを見せている地域でもある。

ゾーンの将来像

- ・東京湾岸道路や第二東京湾岸道路の整備、内陸部へのアクセス強化、国際空港機能の充実など、東京湾ウォーターフロント都市軸を支える広域的な交通ネットワークが形成される。また、国際物流の中心である東京港の機能強化が図られ、新たな物流ネットワークが構築されている。
- ・再開発等促進区を定める地区計画などにより、「水辺の都」として、誰もが水際へ容易にアクセスできる空間を広げることなどで、臨海副都心を中心として業務、産業、商業、住宅、文化、交流など多様な機能の導入や再編が図られ、多くの来訪者でにぎわう、魅力的な都市となっている。
- ・アジアなどとの連携により、国際的な産業技術交流や情報通信技術関連産業の集積が進んでいる。

③都市環境再生ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、水と緑の創生リングを含み、センター・コア再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンの間にはさまれる地域にある。住宅地を主体としつつ、地域の中心としてにぎ

わいを見せる個性的なまち、河川、農地、大規模な公園などおいしい水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまちなど多様な表情を持つ地域である。

また、人口集中期に無秩序な市街化が進行し、木造建築物が集積する地域の形成や都市基盤整備の立ち後れなどにより、安全・生活環境上の課題がみられる地域である。

ゾーンの将来像

- ・街区再編まちづくり制度などによる狭小宅地の集約化や細街路の拡幅整備などによる木造建築物が集積する地域の改善、都市型水害を引き起こしていた中小河川の改修が行われ、安全な市街地として再生されている。
- ・河川や道路なども活かした緑の回復、通過交通の流入を防ぐ幹線道路等の地域交通体系の整序、地区計画等による利便性に優れた生活拠点等における魅力的な都市型住宅地の形成などにより、コミュニティの充実した健康で質の高い住環境が創造されている。
- ・水辺を活かしたまちづくりや清流の復活や、都市内農地の積極的な保全や活用が行われ、水と緑の調和した魅力的な居住環境が形成されている。

④核都市広域連携ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、核都市連携都市軸を含む地域であり、丘陵地では豊かな環境を有する住宅地や緑が広がり、多様な機能が集積する立川や八王子などの核都市がにぎわいを見せる。また、大学、研究機関、先端産業などが数多く立地し、産学公の連携が進みつつあるとともに、消費地への近接性を活かした農業も行われるなど、多様な機能を持つ。これら機能の集積とセンター・コアのほか神奈川、埼玉、山梨などとの近接性を活かしながら、独自の魅力ある発展が期待される地域である。

ゾーンの将来像

- ・核都市や生活拠点が育成され、また、首都圏中央連絡道路（圏央道）などの都県境を越えた環状方向の広域的なネットワーク形成により、都市間の連携が一層強化され、地域の活力が生み出されている。
- ・情報通信技術を活用した産学公の連携の強化や多摩に住む豊富な人材のネットワークなどによる多様なビジネス・産業機能が育成されるとともに、核都市周辺の交通網の整備も行われ、核都市などを中心に自立した都市圏が形成されている。
- ・敷地内の緑化を促進することによって骨格的な緑と連続したネットワークを形成し、環境負荷の低減、環境との共生を図り緑豊かな都市環境を形成することを目的とした環境形成型地区計画などにより、自然と調和した質の高い良好な居住環境が形成されるとともに、丘陵地、森林などが保全・育成されている。
- ・震災時に都心等の都市機能をバックアップする機能を備え、東京の都市全体としての防災性が向上している。
- ・農地は、自然的環境としての都市の豊かさを支える資源として、また、産業としての

農業を振興する視点からも、都市づくりの中で積極的に保全・活用されている。 ・骨格的な水と緑の軸となる多摩川や狭山丘陵、多摩丘陵などの緑地が、このゾーン全体を支える大きな水と緑のネットワークを形成している。	
⑤自然環境保全・活用ゾーン	
ゾーンの特性	本ゾーンは、西多摩地域の山間部を中心とした地域及び伊豆諸島、小笠原諸島からなる。多摩山間部は、豊かな自然が残された森林を有し、隣接県の山間部と一体となって水や環境を保全し、人々の憩いを創出するなど多様な役割を担っている。また、島しょ地域は豊かな海洋資源と独自の文化を持ち、自然体験型の観光などを求め、観光客などが来訪する。
ゾーンの将来像	・豊かな自然を活かした東京圏のレクリエーションゾーンが形成されている。 ・豊かな自然が東京圏全体の環境を支える重要な水と緑の骨格として位置付けられ、野生生物の保護や生息地の保全、さらには地域の人々の生活などにも配慮しつつ、自然環境の保全が図られている。 ・森林の保全に果たす林業の役割を踏まえ、都民との連携による森林の保全・利用が図られている。 ・伊豆諸島や小笠原諸島では、豊富な海洋資源を活かした観光振興が強化され、空港・港湾等を基盤として、島それぞれの独自の文化や気候・風土に立脚した暮らしが充実し、地域が活性化している。 ・マリンスポーツのできる美しい海や南国情緒あふれる自然と、そこで営まれる生活・文化など、豊富な観光資源が活用され、長期滞在型リゾートとして、多くの観光客が訪れている。 ・島ごとに特色ある農水産物、伝統や生産者の創意工夫によって開発された加工品などが、島の特産品として店先を彩り、観光客を楽しませている。 ・空港・港湾機能や幹線道路、水道などの都市施設の整備及び情報通信技術の進展などにより、医療、教育などの生活利便性の向上が図られている。

(3) 多摩地域における都市づくりの進め方の概略的方向

「都市づくりビジョン」が示す将来像を多摩地域で実現していくために、それぞれ地域の持つ特性、課題を踏まえながら、展開すべき主要な都市づくり施策について、多摩地域全体を視野に入れつつその概略的方向を以下に示す。

- ・核都市広域連携ゾーンに存在する立川、八王子の中心市街地をはじめとする核都市では、東京圏において広域的な中心性を持ち、連携・交流の要となる拠点として、市街地再開発事業や都市開発諸制度を活用して、業務・商業機能等の立地を積極的に誘導するとともに、居住機能との調和を図りながら、業務・商業等多様な機能の導入を図る。
- ・交通結節点などに位置し、商業・業務、文化、生活サービス機能など既存の集積がみられる地区では、市街地再開発事業や地区計画制度による計画的な整備・誘導や、都市開発諸制度の活用等により、業務・商業等の多様な諸機能の集積など、土地利用の高度化を誘導し、地域における拠点性の向上を図る。
- ・都市環境再生ゾーンの鉄道駅周辺や、核都市の周辺などにみられる、建築物が密集し、道路をはじめとする基盤の整備が不十分な地区では、街区再編まちづくり制度の活用等により市街地の再編・整備を図り個性豊かで魅力のある一体的街並みの実現をめざす。
- ・低層住宅地については、地区の特性により、環境形成型地区計画、生産緑地地区等を活用して、ゆとりある緑豊かな環境の保全又は形成を図る。
- ・土地区画整理事業等によりすでに基盤整備がなされ良好な市街地が形成された地区では、地区計画等により良好な環境の維持・保全を図る。

4 日野都市計画区域の都市の将来像

(1) 本都市計画区域の特性

本区域は、多摩地域の南西に位置し、核都市広域連携ゾーンに属する。

多摩川や浅川沿いの低地、両河川にはさまれた台地、及び南部の丘陵地からなり、これらの地形の境界に斜面緑地が多く残り湧水に恵まれるなど、豊かな自然環境を有する。また、甲州街道の宿場町として発達し、台地部で新田開発も行われていた。昭和初期までは農村地帯であったが、昭和10年代より台地上に工場が次々に立地した。戦後大規模な住宅団地の造成が行われ人口が急増した。

現在、台地部はほぼ市街化が完了し、低地部で土地区画整理事業が進んでいる。丘陵地では豊かな緑の環境の中に住宅地が広がっている。台地部には大学・研究機関、先端産業などの大規模工場が立地している。低地部にまとまった農地がみられるほか、台地上の住宅地にも農地が点在する。商業施設は、各鉄道駅周辺などにまとまってみられるほか、甲州街道、北野街道沿いにみられる。南部の多摩丘陵は都立自然公園に指定され、多摩動物公園、百草園、高幡不動などを中心に都民のレクリエーションの

場として親しまれている。

(2) 本都市計画区域の持つ課題

本区域には、土地区画整理事業や大規模住宅団地開発などにより生まれた都市基盤が整った良好な住宅地が比較的多くみられる一方、無秩序な市街化により道路等の基盤が未整備で、生活道路への通過交通侵入など、歩行空間としての安全面、防災面で問題のある地区が一部に見られる。また、昭和10年代以降に急速に市街化したため、近年更新時期を迎えており、更新に際しては、低層住宅地の良好な住環境の維持、住宅団地における健全なコミュニティの維持に留意する必要がある。

大規模工場の周辺や、甲州街道沿いなどに中小工場、自動車関連産業など、周辺の住環境に配慮すべき土地利用がみられる。これらの周辺では、良好な居住環境との調和に配慮しながら、計画的に機能配置を行う必要がある。

丘陵地及び台地と低地の境界には、まとまった斜面緑地が残っている。今後市街化がさらに進展する場合にも本区域の豊かな自然を代表する貴重な緑地として、その保全に十分留意する必要がある。

区域内の鉄道駅周辺には、日常生活を支える商業施設等の集積がみられ、特に日野駅、豊田駅、高幡不動駅に比較的まとまった商店街が形成されているが、道路やモノレール整備による隣接区域への交通利便性向上、幹線道路沿いの沿道型商業施設の増加に伴う、拠点性の低下が懸念される。

(3) 本都市計画区域の将来像

多摩丘陵や崖線の樹林地や、低地の水田、網の目のように広がる用水、多摩川や浅川などの河川を保全・整備することにより水と緑のネットワークを形成し、さらに、地域の歴史的・文化的資源と結びつけることにより、生活環境にうるおいをもたらす資源として活用することにより、地域の魅力を一層高めていく。

日野駅、豊田駅、高幡不動駅をはじめとする鉄道駅周辺について、日常生活を支える拠点としての機能を集積する。鉄道やモノレール、コミュニティバスなど、充実した公共交通網により、拠点相互が結びつき、各々の拠点が持つ固有の資源やポテンシャルを相互連携により、全体として業務、商業、文化、教育、福祉などの機能集積の多様化、高度化を進める。

幹線道路を整備することにより、既存の生活道路の通過交通を緩和し、農地や水辺などの自然環境資源をつなぐ安全な歩行者空間として明確に位置づける。

また道路や公園、駅などの公共空間のバリアフリー化や住環境整備などを進め、誰にとっても住みやすくやさしいまちづくりをめざす。

第2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

日野都市計画区域は、都市計画法第7条第1項第1号イに基づき、区域区分を行う。

2 区域区分の方針

(1) 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるおおむねの人口及び産業の規模

①本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	2000年	2015年
都市計画区域内人口		168 千人	おおむね 170 千人
市街化区域人口		168 千人	おおむね 170 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

②本区域における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	2000年	2015年
生産規模	工業出荷額	9,595億円	10,852億円
	卸小売販売額	2,020億円	2,144億円
就業構造	第一次産業	1千人(1.1%)	1千人(0.8%)
	第二次産業	25千人(40.5%)	25千人(35.4%)
	第三次産業	36千人(58.3%)	45千人(63.7%)
	計	62千人(100%)	71千人(100%)

(2) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2015年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	2015年
市街化区域面積	おおむね 2,244 ha

(注)市街化区域面積は、2015年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

第3 主要な都市計画の決定の方針

I 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

豊富な人材のネットワークなどによる多様なビジネス・産業機能の育成を図るとともに、豊かな自然を保全・育成しながら良好な居住環境の形成を図る。また、農地については、産業としての農業を振興する視点も持ちながら、都市づくりの中で積極的に保全を図っていく。

このため、「東京における土地利用に関する基本方針」（平成14年3月東京都都市計画審議会答申）に基づくなど、政策誘導型都市づくりの視点を重視して土地利用に関する都市計画を定める。

1 主要用途の配置の方針

用途地域、地区計画など各種制度の活用、連携を図り、土地利用の展開を図っていく。

地区計画制度を活用し、地区特性にふさわしい街並みを形成する。

(1) 生活拠点、生活中心地

本区域内の各鉄道駅周辺は、住民の日常生活、交流を支える拠点と位置づけ、地区特性に応じて商業、生活サービスなど多様な機能の整備を進めていく。

特に日野駅、豊田駅、高幡不動駅周辺地区については、各々の個性、既存の機能集積を活かしながら土地の高度利用をめざし、商業、業務、文化など多様な機能の誘導を図るとともに、医療、福祉、文化など区域内の公益施設をつなぐ交通ネットワークの結節点として育成する。

(2) 沿道商業地

甲州街道や北野街道及び川崎街道の沿道は、周辺の住機能との調和に配慮しつつ、建築物の低層部は路線型商業施設など商業・業務機能の立地を図り、中層部は住宅供給を促すことにより、騒音などの環境問題や防災などに配慮した沿道型市街地の形成を図る。

(3) 住宅地

- ・既存の住宅市街地のうち生活道路等の都市基盤が整った地区においては、低層主体の良好な居住環境の保全に努める。
- ・都市基盤の整備が進んでいない既存の住宅市街地では、土地地区画整理事業、敷地規模制限や壁面線の位置指定などの規制・誘導策の適用、地区計画、建築協定等の活用など、それぞれの地区特性を考慮しながら適切に土地利用を誘導し、自然環境を活かした質の高いゆとりある住宅地の形成を図る。
- ・鉄道駅の周辺地区では、利便性を活かして土地の有効利用を進め、多様な生活形態

や家族構成にあわせた集合住宅や、住機能と調和した商業・業務機能・生活サービス機能との複合により、歩いて暮らせるコンパクトな都市型居住機能の集積したまちの形成を図る。

- ・拠点相互を結ぶ道路の沿道では、中高層集合住宅主体の土地利用を誘導し、後背地の住環境の保全を図る。
- ・多摩平地区や南部の丘陵地に広がる大規模集合住宅団地については、更新に際し、本区域の緑の拠点として、良好な居住環境の維持、向上を図る。
- ・高齢者やハンディキャップのある人などに配慮した住宅の建設、改善を促進する。

(4) 工業地

- ・区域西部の旭が丘地区、甲州街道沿いに立地する既存工場は、今後も工業地としての維持を図り、周辺環境との調和に配慮しながら、用途指定、地区計画の活用等により操業環境を維持し、住工の調和したまちづくりを推進する。
- ・その他区域内に点在する中小工場については、住環境との調和に配慮しながら職住近接のまちづくりの観点から操業環境の維持を図る。
- ・工場跡地等では、周辺の土地利用転換の現況及び動向、地区の特性等を踏まえ、適正な市街地の確保に向け、計画的に用途の転換を推進する。

(5) 農地、緑地等

みどり豊かなまちづくりを進めるため、本区域内の農地及び用水を環境、景観、防災性の観点から保全する。

また、百草・倉沢地区の丘陵部をはじめ区域南部にみられるまとまった緑地は、里山の環境を残す広域的にみても貴重な自然的資源として、緑地保全地区、風致地区など法令に基づく地域指定等により重要な緑地の保全を適切に誘導していく。

さらに、多摩川、浅川にはさまれた台地周縁部に残る斜面緑地や湧水源は、水と緑のネットワークを構成する貴重な自然地として保全に努める。

2 市街地における建築物の密度構成に関する方針

- ・日野駅、豊田駅及び高幡不動駅周辺の商業・業務地は高密度の利用とし、その他の鉄道駅周辺は、隣接する住宅地との調和に配慮しながら、低密度または中密度の利用とする。
- ・幹線道路沿道の商業地は、隣接する住宅地との調和に配慮しながら、低密度または中密度の利用とする。
- ・鉄道駅周辺の住宅地は、都市施設の適正な整備を前提に低密度または中密度の利用とする。
- ・幹線道路沿いまたは基盤整備が適切に整備され計画的に中層住宅化を図る大規模住宅

団地では、居住環境に配慮した生活利便施設等との複合利用も想定して中密度の利用とする。

- ・その他の住宅地は低密度の利用とし、良好な住環境の形成を図る。
- ・工業地は、原則として中密度の利用とする。

注) ここでの密度の数値は、商業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率 500%以上、中密度とは容積率 300~400%、低密度とは容積率 200%以下、住宅・工業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率 300%以上、中密度とは容積率 150~200%、低密度とは容積率 100%以下を想定している。

3 良好な住宅ストック形成の方針

- ・土地利用の実態や課題に対応した地域地区指定や地区計画の活用により、戸建て住宅を中心とする、ゆとりある良好な住環境の維持・向上を図る。
- ・都市基盤整備との一体的推進を図るなど、まちづくりと連動した住宅供給を推進する。
- ・地区毎の自然的・経済的・社会的特性に留意し、公共公益施設の体系的な配置と環境保全を配慮した計画的な整備を図る。
- ・土地区画整理事業等により都市基盤の整った地区に質の高い新築住宅の建設を誘導する。
- ・公的住宅の更新時には、バリアフリー化や居住水準の向上など、住戸形態の多様化に配慮し、バランスのとれたコミュニティの形成を進める。
- ・民間賃貸住宅の借り上げ等により、ファミリー世帯等がゆとりある住生活が実現できるような良好な賃貸住宅ストックの形成を図る。
- ・自然エネルギーの活用、省資源、自然環境との調和を図る環境共生型住宅の普及や敷地内緑化の促進など、環境に配慮した住宅の整備をめざす。
- ・居住環境の質を向上するため、必要に応じて敷地の細分化防止のための敷地面積最低限度規制等を実施する。

4 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

めざすべき将来の市街地像を実現するため、地域の持つ固有な課題に対応し、都市機能の更新、良好な住宅地の維持・育成、良好な都市景観の形成などを図るため、原則として地区計画を定め、整備の方向性を明らかにしたうえで、土地利用の誘導を図る。

(1) 土地の高度利用に関する方針

日野、豊田、高幡不動の駅周辺地区は、商業地にふさわしい土地利用をするため、土地区画整理事業等により都市基盤の整備を進め、土地の高度利用を図る。

(2) 用途転換に関する方針

産業構造の変化に対応した工業の機能更新を図るなど、産業と居住が調和した活力

あるまちを形成する。

また、積極的に地区計画などを活用し、居住環境の改善又は維持を図る。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造住宅等の密集している地域においては、密集住宅市街地整備促進事業等を活用し、老朽住宅の除却、建て替えの促進、道路の拡幅、公園等オープンスペースの確保を推進する。また、積極的に地区計画などを活用し、居住環境の改善または維持を図る。

(4) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・区域内に点在する農地や崖線沿いの緑、まとまりのある樹林地、崖線下の湧水や水路の水辺は、都市空間にやすらぎやうおいを与える貴重な資源であるとともに、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、その連続性や規模の維持に努め、水とみどりのネットワークを形成するなど、それらを活かしたまちづくりを推進する。
- ・生産緑地の保全、拡充に積極的に努める。さらに、東京都における自然の保護と回復に関する条例に伴い新設された里山保全地域について、百草・倉沢地域をその候補地とする。

(5) その他土地利用に関する方針

- ・公共公益施設、文化施設については、各鉄道駅との交通ネットワークを整備したうえで、施設の充実、関連用途の適正な配置を図る。
- ・学校の統廃合後の跡地については、地域の公共公益施設等の整備状況に配慮しながら有効活用を図る。その他公益公共施設の建て替え時には適正な用途の配置を図る。

5 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域内の丘陵地・山林、河川敷等自然的土地利用の区域は、都市に残された貴重な広域的自然資源として極力保全する。

多摩動物公園を含む多摩丘陵北部近郊緑地保全地区及びこれらの区域に接する樹林地、並びに多摩川及び浅川の河川敷は自然を活かしたレクリエーション資源として整備し、保全を図る。さらに多摩動物公園や多摩テックなどのレクリエーション資源と、自然環境との連携、調和に配慮する。

Ⅱ 都市施設に関する都市計画の決定の方針

A 交通施設の都市計画の決定の方針

1 基本方針

東京圏の発展を図る『環状メガロポリス構造』を実現するには、東京圏における環状方向の都市と都市の結びつきを重視して交通網の整備等を進め、人・モノ・情報の流れを円滑にしていくことが重要である。

そのため、特に環状方向の広域幹線道路の整備を進めるとともに、道路・鉄軌道などの交通施設を体系的に整備・更新し、速達性に優れ、かつ安全性・信頼性が高く、快適で環境負荷の少ない交通ネットワークを形成する。

また、あわせて交通機関相互の乗継ぎの円滑化（シームレス化）とバリアフリー化の推進により、人と環境にやさしい交通サービスを実現する。

整備に当たっては、道路、鉄軌道、その他の交通施設の適切な役割分担のもと、「TDM(交通需要マネジメント)東京行動プラン」に基づくTDM施策等の展開と合わせ、相互に連携が図られた21世紀にふさわしい交通体系の実現を図る。

本区域を含む多摩地域の共通の課題として、多摩地域の自立都市圏としての都市機能強化が求められており、多摩地域の主要都市間の連携を図る幹線道路網の整備が不可欠となっている。

そのため、首都圏中央連絡道路（圏央道）及び東京外かく環状道路（外環）の整備を促進して、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、調布保谷線等南北道路の重点的な整備を進めて、環状方向の地域間連携の強化を図り、自立都市圏としての広域的な拠点性を高める。

こうした基本的な方針に基づき、本区域および本区域を含む多摩地域の交通体系について次の取り組みを進め、適正な都市機能の確保及び安全で快適な都市空間の確保に努めるものとする。

（1）骨格的交通基盤の整備

①道 路

- ・東京圏の広域的な連携を強化し、多摩地域の自立的な発展を図るため、広域的な自動車交通を担う自動車専用道路や都市の骨格となる幹線街路を整備するとともに、市街地の住環境を向上させるために、街区を構成する区画街路等を適切に配置するなど、秩序ある道路体系を構築する。
- ・自動車交通を円滑に処理する道路ネットワークの整備を行うとともに、歩行者や自転車利用者等にとって、安全で快適な空間を確保するための道路の整備を図る。さらに、遊歩道と公園の連携などにより、都民がジョギングなどを行い、健康づくりに利用できる施設としての整備について検討を行なう。

- ・立体交差等による踏切の解消、橋梁の整備、交差点の改良、交通安全施設の整備などにより、安全で円滑な交通の流れを確保する。
- ・良好な地域環境の創出に向け、沿道環境に配慮した道路整備を図り、安全で快適なまちづくりを進める。
- ・歩行者専用道等においては、快適な通行の用に供し、良好な都市環境、都市景観の形成を図るため、緑化等に配慮して整備を進める。

②交通広場（駅前広場等）

- ・鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性を確保するための交通結節機能に加えて、人々の交流や、都市の景観形成、公共サービス等の情報提供、防災活動の拠点等といった都市の広場機能を確保するための施設の整備を図る。

③駐車場

- ・道路交通を円滑化し、都市機能を維持向上させるために、都市計画法に基づく駐車場整備地区や都市計画駐車場の決定等による駐車施設の計画的な整備を図る。

④鉄軌道

- ・多摩地域の主要都市間の連携と利便性の向上を図り、また、区部との機能分担・連携に向けた交通機能の強化を図るため、鉄軌道の整備を促進する。
- ・踏切解消により、道路交通の円滑化と安全性の向上を図る。

(2) 人と環境にやさしい交通サービスの実現

- ・道路の整備に当たっては、街路樹などの植栽の効果的配置や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づくバリアフリー化の推進などに取り組み、『見て美しい』『歩いて楽しい』『使って便利な』空間形成を進め、アメニティや景観を重視するまちづくりを促進する。また、地域の景観軸となる魅力とうるおいあるシンボリックな道路を整備し、生活環境の形成を図る。

《歩行者空間の整備と自転車交通への対応》

- ・道路整備と合わせた歩行者空間の充実を図る。また、駐輪場の計画的な確保など自転車利用も含めた総合的なネットワークの形成について検討する。

《快適な都市環境の形成》

- ・歩行者空間の整備にあたっては、市街地開発事業や地区計画制度の活用など、景観や緑の創出による快適な都市環境の形成に配慮した整備を図る。

《高齢者・障害者等への配慮》

- ・段差の解消や幅員の確保など、高齢者・障害者をはじめ誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間の整備を促進する。
- ・鉄道駅でのエレベーター、エスカレーターの設置やノンステップバスの導入など、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）に則し、公共交通機関のバリアフリー化を図るととも

に、道路標識の大型化など交通施設のユニバーサルデザインの観点からの整備を図る。

2 整備水準の目標

おおむね20年後の都市施設の整備水準の目標は次のとおりである。

(1) 道路

	年次	2000年	2025年
東京都内を走行する自動車の混雑時平均旅行速度		21 km/h	30 km/h

(2) 鉄軌道

	年次	2000年	2025年
東京圏の鉄道の平均混雑率		180%	150%

(参考) 鉄道混雑率の指標：混雑率180% 身体は触れ合うが、新聞は読める状態

混雑率150% 肩が触れ合う程度で、新聞が楽に読める状態

3 主要な施設の配置の方針

(1) 道路

- ・核都市をはじめとする、多摩地域の主要都市間の連携強化を図るとともに、各都市から中央自動車道（中央道）、圏央道等への円滑なアクセス確保を図る。
- ・道路の都市計画を定める際には、広域的な道路網との整合はもとより、土地利用や他の都市施設との十分な連携のもとに、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路を適切に組み合わせることにより都市計画道路網を形成するよう配置する。

これらの基本的な考え方に加え、地形、地質等の自然条件、市街地の形態や現況の土地利用、あるいは保全すべき自然環境、歴史的環境等の社会的条件を踏まえて、以下の方針により都市計画を定める。

①自動車専用道路

自動車専用道路は、都市間高速道路を国の計画に適合しつつ国土レベルの広域的な自動車交通を処理するように適切に定めるとともに、大都市等においては、都市高速道路を、幹線街路と連携して広域的な交通や都市内の交通を適切に処理することができるよう配置する。

他の道路との接続は、専用の出入路において広域的な自動車交通を適切に分担するよう接続する道路及び接続位置を定める。この場合、できる限り交通機能として規格の高い幹線街路と接続すべきであり、区画街路とは接続しないこととする。また、他の都市計画道路とは立体交差とする。

②幹線街路

幹線街路は、特に多様な機能を有していることから、次のとおりさらに区分して計画することが望ましく、これらの役割分担した道路が適切に組み合わせられるよう配置することにより円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上等を図る。

幹線街路は、自動車専用道路とも区画街路とも接続することができるが、自動車専用道路とはできる限り交通機能として規格の高い幹線街路と接続することが望ましく、また、区画街路と接続する場合には区画街路を極力集約して接続する。

幹線街路については、極力右折車線等を考慮した幅員とする。四車線以上の幹線街路が相互に交差するものについては、原則として立体交差とする。

◆主要幹線街路

主要幹線街路は、都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理できるよう適切に配置する。また、主要幹線街路は、特に高い走行機能と交通処理機能を有し、都市構造に対応したネットワークを形成するよう計画する。

◆都市幹線街路

都市幹線街路は、都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理することができるよう適切に配置する。特に市街地内においては、主要幹線街路、都市幹線街路で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全するよう適切に配置する。

◆補助幹線街路

補助幹線街路は、主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理することができるよう、また区域内において良好な都市環境を実現するため区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置する。

- ・日野 3・3・2 号東京八王子線及び日野 3・3・4 号線多摩平東西線をはじめとする幹線道路網の整備を促進し、中央道や圏央道へのアクセスを強化するとともに、商業地や業務地など隣接する都市との結びつきを強化する。
- ・日野 3・2・10 号程久保線の整備を推進し、多摩地域における南北方向の交通の円滑化を図る。
- ・日野 3・4・3 号落川平山線等の整備を推進し、交通渋滞の緩和、周辺地域との連携の強化を図る。
- ・市内の環状道路である日野 3・4・8 号栄町平山環状線等の整備を推進し、市内の道路交通ネットワークの形成を図る。

③区画街路

区画街路は、適切な規模、形状の街区を形成するとともに、幹線街路等で囲まれた

区域内に発生又は集中する交通を円滑に集散するよう、また区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置する。

④特殊街路

特殊街路に相当する歩行者専用道については、住宅地や商業地等における平面的な歩行者専用道、駅周辺部における立体的な歩行者専用道（ペDESTリアンデッキ、地下道等）等が考えられ、歩行者の交通の動線と整合を図るとともに、車道との交差をなるべく避け、あるいは立体交差を行い、他の道路の歩道や区画街路、公共交通と連携して歩行者交通のネットワークを形成するよう配置する。

（２）交通広場（駅前広場等）

豊田駅など鉄道駅周辺においては、交通機能の結節点として各交通機関の円滑な動線処理を行うため、駅前広場の整備に努め、安全な歩行空間の確保を図る。

（３）駐車場

市街地中心部においては、豊田駅・高幡不動駅などの鉄道駅を中心とした地区においては、道路交通の円滑化と交通安全性の向上ならびに都市の活性化に寄与する駐車場の計画的な配置と整備を促進する。

４ 主要な施設の整備の目標

おおむね１０年以内に整備する主な施設は次のとおりとする。

（１）道路

主要な幹線道路等の完成

- ・日野３・４・８号栄町平山環状線

（２）交通広場（駅前広場等）

- ・豊田駅南口

B 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1 基本方針

水は、人間を含めた生態系にとって良好な環境形成のための大切な要素であり、生活にゆとりやうるおいを与える資源でもある。また良好な都市環境を維持し、持続的発展を可能とする都市づくりには、環境に対する負荷の少ない循環型社会を形成する必要がある。そのため、「東京都水循環マスタープラン」に基づき、良好な水循環を形成するため、以下の4つの基本理念を踏まえて施策を展開する。

- ①環境に与える負荷が小さい水循環の創造
 - ②人と自然の共生を育む水循環の形成
 - ③都市における効率的な水循環の構築
 - ④平常時の豊かで快適な水循環と異常・災害時の安全な水循環の実現
- ・河川、下水道の整備及び流域における雨水の流出抑制対策の総合的な推進により、水害の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいある水辺の形成や自然環境の保全と回復を図る。

(1) 下水道

- ・本区域の下水道については、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づき、流域関連公共下水道の整備を促進し、公共用水域の環境保全に努めるとともに、水質環境基準の達成と汚泥の減量化、資源化及び処理水の有効利用を進め、下水道施設の多目的利用を図っていく。

(2) 河川

- ・本区域の河川については、都市の安全性と快適な環境を確保するため、総合的な治水対策を推進し、公園等と一体になった河川の整備と下水の高度処理水等の活用、あわせて河川を持つ環境機能の向上及び保全を図り、水辺に親しめるような安全で快適な水辺空間の創出を図る。
- ・河道などの整備を推進し、水害の危険から都民の生命と財産を守る。
- ・多摩川においては、計画規模を上回る洪水でも破堤しないよう、沿川の市街地整備にあわせて、高規格堤防の整備を進めていく。

(3) 流域貯留・浸透施設

- ・本区域における治水水準の向上を図るため、下水道、河川の整備とあわせて、流域貯留・浸透事業を推進する。
- ・雨水流出を極力抑制するため、流域貯留・浸透施設を普及促進し、積極的な整備を推進する。
- ・浸水被害が発生している地域においては、雨水排水施設の整備を進めるとともに、

流域における雨水浸透域の保全や雨水貯留浸透施設の整備を重点的に進め、浸水被害の解消を図る。

2 整備水準の目標

おおむね20年後の都市施設の整備水準は次のとおりである。

(1) 下水道

- ・下水道普及率100%の整備を図る。

(2) 河川

- ・本区域内中小河川の1時間50mmの降雨に対する治水安全度達成率100%概成を図る。

3 主要な施設の配置の方針

(1) 下水道

ア 下水道施設の整備

- ・本区域の下水道は、流域下水道及び流域関連公共下水道からなっている。「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づき、計画的な施設整備を促進する。

イ 水質の向上

- ・公共用水域の水質を保全するため、栄養塩類の除去を目的とした高度処理施設の整備を図る。

ウ 下水道施設の有効利用

- ・処理場覆蓋上部を公園化するなど下水道施設の多目的利用を図る。

(2) 河川

- ・本区域の河川においては、下流との整合を図りながら、1時間50mmの降雨に対応できるよう河道などの整備を進める。また、治水対策とあわせ、景観、親水性、生態系の保全・再生など環境面に配慮し、うるおいある川づくりを進めていく。

(3) 流域貯留・浸透施設

- ・雨水の流出抑制と地下還元を図るため、総合治水の観点及び「水の有効利用促進要綱」に基づき、公共・公益施設及び大規模民間施設の新築・改築時に雨水流出抑制施設の設置を促進する。あわせて、一般住宅についても雨水貯留・浸透施設の普及を図る。

4 主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に整備する主な施設は次のとおりとする。

(1) 下水道

- ・日野市公共下水道、浅川処理場

(2) 河川

- ・程久保川

C その他主要な都市施設等の都市計画決定の方針

1 基本方針

本区域における今後の人口動向等を勘案し、快適で文化的な都市生活と機能的な都市活動の向上を図るために長期的視点に立ち必要な公共施設の確保に努める。

2 主要な施設の整備の方針

(1) ごみ処理施設

人口動向等を勘案し、生活様式や都市活動の多様化に対応したごみ処理施設およびリサイクル施設の整備により、ごみの減量化、再資源化を図る。

(2) 小・中学校

人口動向等を勘案し、児童・生徒数の変動にあわせた余裕教室の有効利用や地域特性に即した適正配置を図る。

(3) その他の中核的施設

生涯教育活動、高度な文化教育活動に関する市民の欲求の高まり及び市民意識の多様化に対応して、文化施設、福祉施設などの整備を図る。

(4) 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設の都市計画が指定されている大規模な住宅団地においては、地域に必要な道路、公園の整備や緑の保全など骨格的な事項を定めた上で、原則として一団地の住宅施設の都市計画を廃止し、周辺地区の状況も勘案した地区計画への移行を促進する。

Ⅲ 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

1 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地開発事業により、都市基盤の整備や質の高い計画的な住宅地の整備などを行い、地域の活性化や職住近接を図り、地域の魅力を一層高めていく。

(1) 拠点の整備

- ・鉄道駅周辺は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を地区特性に応じて積極的に活用し、居住、商業、文化、生活サービスなどの機能を備えた拠点として育成する。

(2) 安全で快適な市街地の整備

- ・都市計画道路とその周辺地域は、火災の拡大防止、避難・救援経路として防災上の重要性が高いため、地区の状況に応じ市街地開発事業と街路事業が連携して一体的に整備する。
- ・道路等の基盤が未整備のまま市街化が進行した地区では、土地区画整理事業などの推進や地区計画の活用等により、街区の再編や都市基盤の整備を図り、安全で快適な市街地を形成する。
- ・地区特性を勘案し、快適な住環境を維持、保全するために、敷地面積の最低限度、絶対高さ制限などの制度を積極的に活用する。

2 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内の事業実施を予定している地区は、次のとおりである。

(1) 拠点として整備する地区

- ・豊田南地区などにおいて、土地区画整理事業を実施する。

(2) 快適な居住環境を整備する地区

- ・万願寺、万願寺第二、東豊田地区、西平山地区、東町地区、新町地区、東光寺第一地区などにおいて、土地区画整理事業を実施する。

IV 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

(1) 本区域の特徴

本区域は、多摩川が北辺部を西から東へ流れ、ほぼ中央を浅川が西から北東に流れ、区域の東南端で合流している。多摩川と浅川に沿った地域では、沖積低地が開け、そこには用水路が網の目状に走っている。北西部は洪積台地が広がり、約20mの高さの段丘崖で沖積低地と区分されている。また、南部は丘陵地景観基本軸に位置づけられている多摩丘陵となっており、この地から武蔵野の風景を一望のうちにさめることができる。こうした地形は本区域のみどりの骨格の基盤となっている。

日野台地と浅川沿い低地との間には、二段の段丘崖線があり、残存する雑木林や湧水点が数多い。浅川沿い低地の平山用水、向島用水等は親水化が図られ、潜在的な自然素材を活かした整備が進められている。また、区域内には多くの生産緑地が存在し、営農環境が保持されている。多摩丘陵地は開発が進んでいるが、七生公園・高幡不動等をはじめ、残された自然地や程久保川が貴重な環境・景観資源となっている。

(2) 基本方針

本区域では、自然環境の維持・保全や水循環の保全・回復を図り、美しい景観や緑豊かな都市環境を形成し、都市としての魅力を高めていくことが重要である。このため「水音と土の香りがするまち ひの」を目標として「自然性の高いみどり」、「身近なみどり」、「市民の安全に資するみどり」、「景観形成に資するみどり」など、都市環境の質的な向上に重要なみどりを保全・整備・創造・育成することを基本方針とし、隣接する府中、国立、立川、昭島、八王子、多摩の各都市計画区域との連携を図りながら骨格的な水と緑のネットワークをつくり出す。また、骨格の網目の中は、緑の基本計画による地域のネットワークを充実・強化することにより、区域全体の豊かな都市環境の創出を図る。

2 整備または保全の水準

おおむね20年後の自然的環境の整備水準を以下のとおりとし、多摩地域のみどり率80%を維持していく。

(1) 緑地の確保水準

2025年までに、緑地の都市計画区域に対する割合をおおむね35%確保することを目標とする。なお、ここで言う緑地とは、公園緑地等の都市施設とする緑地（都市公園、海上公園、条例公園等）、緑の環境を将来にわたり保全すべき区域（社寺境内地、民間遊園地、公開性のある大学・病院、公開空地等）、制度により保全する緑地（緑地保全地区、生産緑地地区等）である。

(2) 公園緑地等の都市施設とする緑地の目標水準

2025年までに、公園緑地等の都市施設とする緑地を本区域内人口一人当たりおおむね41㎡確保することを目標とする

(3) 緑地保全地区の目標水準

2025年までに、緑地保全地区をおおむね90ha確保することを目標とする。

3 水と緑の骨格を形成する緑地の配置の方針

(1) 環境保全系統（自然地の保全と生態系の回復）

河川・用水等の水系、段丘崖線に残存する斜面緑地、山林及び農地で構成する。このため、多摩川、浅川、多摩丘陵の樹林地、日野台地段丘崖線及び面的な広がりのある農地を基幹的緑地とし、日野用水、豊田用水及び程久保川等の水系を地域的な緑地として配置する。

また、生態系の連続性を図れるよう、点、線及び面的な広がりを持つ緑地の形成に努める。

(2) 防災系統（安全・安心の基礎となる緑地の形成）

火災拡大防止、避難経路確保のために線的緑地を配置するとともに、広域避難場所として公園・緑地を配置する。

また、公園等のほか河川・用水・湧水・樹林地及び農地の持つ機能を活用し避難圏域に配慮した避難場所の設置に努める。

(3) レクリエーション系統（多様なレクリエーション需要への対応）

レクリエーション需要の増大と多様化に対処するため、週末レクリエーション拠点として広域公園を計画し、本区域内に七生公園を配置する。また、地域及び日常のレクリエーション需要に対応する都市及び住区基幹公園は、防災上の観点を合わせ配置の均衡を図る。なお、日野のさまざまな自然環境資源やレクリエーション資源を結ぶ線的緑地は、水辺を活かした散歩道の整備・歩行者優先道路の形成・ハイキングコースの整備とリニューアル等、レクリエーション利用と日常的な生活活動の利便に資するよう配置する。

(4) 景観構成系統（都市の風致・景観の向上）

丘陵地景観基本軸に位置づけられた多摩丘陵をはじめ、区域内の良好な景観づくりを進めるため、多摩川、浅川、多摩丘陵の樹林地及び日野の風土と歴史の積み重ねを大切にした景観づくりとして、伝統的・文化的遺産価値のある緑地の保全に努める。

また、高幡不動の景観保全に努めるほか、日野の原風景である田園景観を維持するために、倉沢の里山をはじめとする農地と一体となった斜面樹林地及び用水の保全を図る。

また、公共・民間建築物などの施設建築物における景観形成の誘導、地域・地区レベルでの景観形成の誘導、日野駅・豊田駅・高幡不動駅の三駅と都市活動の軸となる日野3・3・2号線、日野3・3・4号線及び甲州街道沿道では街道筋の歴史が感じられる等の景観形成の誘導、市街地から富士山が見えるような眺望を活かしたまちづくりの誘導等を図る。

4 実現のための都市計画制度適用の方針

(1) 土地利用に関する方針

土地利用の面においては、自然環境の維持・保全を図り、美しい景観や緑豊かな都市環境を形成するため、地区計画や都市開発諸制度の活用とともに、地域制緑地（法律や条例による土地利用規制等を通じて確保される緑地）を指定し、骨格となる緑とともに、民有地等の緑を含め、東京の緑の軸を形成していく。

①環境形成型地区計画の活用

民有地等の緑について、環境形成型地区計画を活用することにより、道路、河川、公園緑地等と連動して緑の軸を形成していく。

②緑地保全地区等の指定

一団のまとまりをもつ樹林地、草地、水辺地及びこれらと一体をなす良好な樹林地特に都市景観構成上重要な日野台地段丘崖線、多摩丘陵の自然地、百草・倉沢地域の里山、百草園及び高幡不動等の緑地を保全する。

③農地を活かした都市環境の保全と積極的な活用

農地のもつ緑地機能に着目し、市民農園など積極的な活用に取り組むとともに、生産緑地地区の追加指定を拡大し、農と調和した緑豊かなまちづくりを促進する。

また、災害対策や良好な風致を保全するうえで、配置上特に緑地効果の高い生産緑地については、公園緑地や緑地保全地区の指定を図るなどにより、持続性の確保を図る。

(2) 都市施設に関する方針

①公園緑地等の目標及び配置の方針

防災面からみて整備効果の高い公園、環境面から水と緑の骨格形成に効果的な公園の整備を優先してすすめる。また、公共施設等が廃止・移転・更新される場合には、それに合わせた新規指定を図る。

都市計画公園、緑地の指定にあたっては、緑の東京計画に基づくほか、緑の基本計画との整合を図りながら、適正な規模、配置を確保する。

②河川の整備に合わせた水と緑の骨格づくり

治水対策として行う護岸整備等にあわせ、自然に配慮した緑豊かな川づくりを進める。また、散策路の整備などにより河川環境の向上を図る。

③道路の整備に合わせた水と緑の骨格づくり

幹線道路においては街路樹などの緑化を積極的に進め、他の景観資源と共に、水と緑の骨格形成を図る。

(3) 市街地開発事業に関する方針

市街地の開発において公園・緑地の確保や屋上緑化、生け垣等による接道部分の緑

化の推進に努めると同時に、地域の緑資源を活用し、連続性を持たせることにより、緑豊かな美しいまちづくりの促進を図る。

なお、道路、河川沿いなどの水と緑の骨格を形成する区域においては、道路、河川、公園緑地等の公共施設の緑と、地区計画や緑地協定などによる民有地の緑とを一体的、総合的に整備し、緑地の確保をより一層すすめる。

5 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備する公園緑地

- ・市立公園 万願寺第1公園、北川原公園、林間公園
- ・市立緑地 南平緑地、日野緑地、高幡山緑地（仮称）

おおむね10年以内に指定する緑地保全地区

- ・百草緑地保全地区

V 都市防災に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

(1) 本区域の防災上の特徴

人口集中期の市街地拡大の結果、区域南部の丘陵地などで大規模な宅地開発が行われ、近年も河川沿いの低地を中心に市街地の拡大が進んでいる。その結果、丘陵地の土砂災害、低地部の都市型水害への配慮が必要な地区が存在する。

(2) 基本方針

①火災対策

- ・幹線道路沿道建築物の不燃化の促進及び幹線道路や公園等の整備を推進することにより、オープンスペースを確保し、延焼の防止を図る。

②震災対策

- ・広域避難場所の整備を促進するとともに、避難場所への経路となる道路の沿道は建築物の不燃化を促進する。また、飲料水、非常食等の備蓄倉庫、一時避難場所への整備を促進する。
- ・緊急避難時に使われる公園では、放送施設や視覚情報等によっても情報伝達が出来るように配慮するとともに、スロープや手すり等の整備により、高齢者、身体障害者が出入りしやすい環境を整える。

③浸水対策

- ・多摩川の治水については、国、都及び流域自治体と調整を図りながら、総合的な治水対策を推進する。
- ・河川や下水道の整備などにより、水害に対する安全性を確保するとともに、雨水貯留・浸透施設の設置を推進することにより、雨水の流出を抑制する。

2 整備水準の目標

(1) 震災対策

- ・市街地の2km圏毎に、広域避難場所を確保する。

(2) 治水対策

- ・1時間50mmの降雨に対応できるよう河川、下水道の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設を設置し、総合的な治水対策を推進する。

3 都市防災機能の配置の方針

(1) 震災対策

- ・道路・鉄道・河川等の都市施設の整備及び沿道建築物の不燃化により延焼の防止・

遅延を図るとともに、市街地のブロック化による延焼遮断効果の発揮を図る。

- ・必要に応じて防災街区整備地区計画を定めて、地区全体の防災性の向上を図る。
- ・避難場所及び避難経路のネットワークを形成するように、大規模公園や広幅員の都市計画道路等を計画的に整備する。
- ・狭あい道路、生活道路の整備による消防活動困難区域の解消を図る。
- ・道路・橋りょうの整備により、避難場所への避難経路を確保する。
- ・都市施設である防災施設等の整備を着実に推進する。
- ・公園の整備、緑地の保全などオープンスペースの確保を図る。
- ・上下水道などライフラインの防災機能の向上を促進する。
- ・貯水槽の設置など、消防水利を充実する。

(2) 治水対策

- ・河川と下水道の整備及び雨水貯留・浸透施設の設置により、都市の安全性を確保する。
- ・堤防の高規格化により堤防決壊による水害の防止を図る。
- ・浸水被害の状況等を踏まえて緊急性の高い箇所から、下水道管きよのネットワーク化、貯留管の設置などを進め、一部地域への雨水集中の抑制を図る。

4 実現のための都市計画制度適用の方針

(1) 災害に強い都市構造の形成

- ・区域の防災性向上に資する都市計画道路の整備を進め、状況に応じ、沿道地区において市街地開発事業や地区計画による、一体的かつ効率的まちづくりを図る。
- ・都市計画道路の整備に合わせた用途地域等の指定を行い、防火地域及び準防火地域の拡大を図る。
- ・道路整備に合わせた建て替えなどにより、建築物の不燃化、小規模宅地の解消を図り、木造住宅密集地の防災性の向上を促進する。
- ・建築物が集中する中心市街地では、再開発事業等面的整備を推進し、広幅員道路の整備や沿道緑化の充実、公園・緑地等のオープンスペースの十分な配置により、市街地の防災性の向上を図る。その他、耐火建築物への建て替え誘導の促進など、適切なまちづくり手法の活用によって災害に強い市街地への更新を進める。
- ・老朽化による建築物の被害が想定される地区では、公共施設の耐震性強化をはじめ、協調建て替えや共同建て替えの活用により老朽建築物の更新を促進し、地震や火災に強い建築物づくりを進める。

(2) 水害に強い都市づくり

- ・河川、下水道の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設を設置し、総合的な治

水対策を推進する。

- ・貯留・浸透施設は、庁舎や学校など公共・公益施設への設置を推進する。また、民間開発においても、事業者の協力により設置を推進する。
- ・下水道管きよのネットワーク化や貯留管の設置などを行う。
- ・総合的な治水の観点から水辺環境に配慮した河川整備による流下能力の確保
- ・樹林地や農地の保全や宅地内緑化による保水機能の維持
- ・道路などの透水性舗装の推進や雨水浸透ますの設置推進など雨水流出量の抑制を進めていく。

5 都市防災機能の確保目標

下記事項について、おおむね10年以内の達成を目標とする。

(1) 震災対策

- ・市街地の3km圏毎に、広域避難場所を確保する。

(2) 治水対策

- ・区域内の中小河川について、1時間50mmの降雨に対処できるよう整備を推進する。

VI その他都市計画の決定に関する方針

A 都市景観に係る都市計画に関する方針

1 基本方針

(1) 本区域の特徴

日野段丘と浅川低地との間には、二段の段丘崖線があり、残存する雑木林や湧水点も多く良好な環境を形成しており、浅川低地では、平山用水、日野用水等の用水網が発達し、主たる水系を構成している。また、多摩丘陵では開発が進んでいる中で、七生公園や高幡不動等の周辺に残された自然地や程久保川が貴重な環境資源となっている。

しかしながら一方では、駅周辺や中心市街地において都市化の進展とともに自然的・歴史的な風景や雰囲気が徐々に失われつつある。

(2) 基本方針

本区域は、核都市広域連携ゾーンに属するが、本ゾーンでは、骨格的な水と緑の軸となる多摩川や狭山丘陵、多摩丘陵などの緑地による、ゾーン全体を支える大きな水と緑のネットワークの形成のうえで、農地の保全による美しい農業景観と市街地の調和したまちづくりをすすめるほか、環境形成型地区計画等の活用により、緑あふれる優れた街並み景観の形成を図り、質の高い住宅地の整備等の推進をめざしている。

本区域では、東京全体の景観の骨格となる景観基本軸や景観域をもとにゾーン区分毎の景観形成の方針や市の策定する景観に係る計画等との整合を図りつつ、崖線と多摩丘陵、見晴らしが良く開放感のある台地、崖線の樹林地に囲まれ浅川を軸に豊かな用水・農地に抱かれた低地や多摩川・浅川の流れなど地域の特長を活かした景観を守り育てていくことを基本とし、本区域ならではの優れた景観づくりを推進する。

さらに、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に位置づけられた、街並み景観づくり制度等を活用し、都民等の意欲と創意工夫を活かした都市づくりを推進し、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成する。

2 都市景観の形成に関する方針

東京都景観条例に基づく景観基本軸等の指定による良好な景観形成の誘導や、東京都屋外広告物条例などによる景観の保全などを行っていくとともに次の各施策を展開していく。

(1) 「景観基本軸」、「景観域」に関する方針

景観づくりの拠点となる「景観基本軸」、地域性を踏まえた景観づくりを行う「景観域」は次のとおりとする。

〔景観基本軸〕 ①丘陵軸、②多摩川軸

〔景観域〕 ①多摩の丘陵、②武蔵野

（２）土地利用に関する方針

①地区計画や高度地区の絶対高さ制限の活用

東京の景観の骨格となる景観軸を重視し、うるおいある都市空間の形成を図るため、景観基本軸の指定と連携しながら、これまでの用途、容積、密度構成中心の考え方に加え、環境形成型地区計画等の活用や高度地区の絶対高さ制限の導入などを図っていく。

②都市開発諸制度の活用

都市開発諸制度の活用により、民間都市開発プロジェクトを通じ、歴史的建造物との調和や、地域固有の歴史や新しい文化創造の視点からのまちづくりを促進するとともに、文化・情報発信地の創出を誘導する。

③地域制緑地

緑地保全地区や生産緑地地区等の指定により、自然的・歴史的環境を保全し、良好な都市景観の形成を図る。

（３）都市施設に関する方針

沿道緑化を推進し公園や河川とつなげていくことにより、緑豊かな景観を形成していく。

（４）市街地開発事業に関する方針

市街地開発事業の実施にあたっては、周辺的环境にも配慮した良好な都市景観形成の視点から、高さ、壁面位置や形態等に加え、色彩の調和を図っていく。

B 環境共生都市づくりに係る都市計画に関する方針

1 基本方針

(1) 本区域の特徴と現状

本区域では、東京圏への人口や都市活動の集中による環境への過大な負荷が生じており、環境負荷の軽減に向けた各種の取り組みが追いつけない状況にある。

また、暮らしから排出されるごみや、都市機能の更新に伴う産業廃棄物等が大量に発生しており、処分場の残余年数が逼迫していることも懸念されるなど、実行を伴ったライフスタイルの見直しと合わせ、省エネルギー、省資源に徹した地域循環型のまちづくりが求められている。

(2) 基本方針

身近な自然環境の保全、大気汚染、水環境問題対策の一層の強化充実を図り、区域内の環境改善に向けた施策を引き続き進めていくとともに、地球環境や東京圏全体の環境へ視野を広げ、良好な居住環境の実現及び環境と共生する都市の実現をめざして、環境負荷の少ない都市構造の形成、循環型都市づくり、区域内の環境改善策などを推進する。

2 環境共生都市づくりに関する方針

(1) 環境負荷の少ない都市構造

- ・都市基盤の整備では、地域環境に配慮した上で、土地利用の効率化を図り、職住近接の実現や、多機能集約型の複合市街地の形成などにより、人や物の移動に伴う環境負荷の少ないコンパクトな都市形態の実現を図る。
- ・渋滞の原因となるボトルネックの解消などにより、自動車交通による環境負荷の低減を図る。
- ・公共・公益施設において太陽光発電など自然エネルギーの活用を図り、環境負荷の軽減を図る。
- ・環境に配慮した住宅の普及拡大や業務ビルにおけるエネルギー消費量の削減などにより温室効果ガスの抑制を図るとともに、建築物の長寿命化にも配慮し、環境負荷の低減を図る。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施に合わせた雨水浸透、貯留施設の設置などによる、雨水の有効利用や地表からの浸透率向上などにより、下水道などへのピーク時の流入雨水を平準化し、河川などへの負荷を軽減するとともに、都市における水循環を推進する。
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)や日野市環境基本条例、都市開発諸制度の適切な運用などにより、屋上緑化や雨水浸透施設の設置を促進し、緑の創出や地下水の保全を図る。

- ・東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、一定規模以上の敷地面積での建築物の増改築等において、敷地、屋上及び壁面等の緑化を推進し、緑の持つ多面的機能を活用し、都市環境の改善を図る。
- ・事業実施に当たっては、必要に応じ計画段階から環境アセスメント制度を活用し、環境と調和した都市づくりを推進する。

(2) 循環型都市づくり

- ・廃棄物処理計画に定められた施設、公的施設、公共的かつ広域的な処理を行う施設などについては、都市計画施設と位置付けることなどにより計画的整備を図るとともに、民間事業主体による産業廃棄物処理・リサイクル施設についても適切な配置を図る。
- ・資源循環の効率化のため、発生した建設廃棄物等の輸送環境や再資源化施設の整備などにより、首都圏全体での資源循環システム構築を図る。

(3) 区域内の環境改善

- ・環境形成型地区計画の活用等により、良好な居住環境を実現し、区域内の環境改善を図る。
- ・自動車交通による騒音・振動を防止するため、道路構造の改善、沿道環境整備等の対策を総合的に推進する。